

[第1問]

設問1：

- 著作物の定義（2条1項1号）を指摘
- 創作性（著作者の個性が発揮されているか？）についての問題提起： 建築設計図は、図面であると共に、対象となる建築物のデザインを特定するものでもある。そのため、建築設計図の創作性を検討するとき、図面の表現における著作者の個性の発揮のみが評価されるべきなのか、これに加えて対象となる建築物のデザインにおける著作者の個性の発揮も評価されるべきなのかが問題になる。
- 作図限定説又は設計対象考慮説を提示
- 本事案における創作性の検討、結論
- 著作者が建築物αの独自性の強いデザインを創作したことは評価されるか？

設問2：

- Aが共同著作者であるかが問題になる。著作者は、創作的表現を創作したものである。
- Aが創作的表現に関与したのかの検討
- Aは、建築物のデザインの方向性について抽象的指示をしたに過ぎない。
- 作図限定説に立つ場合は、そもそも建築物のデザインへの関与は、設計図の創作的表現への関与とならない。

設問3：

- 職務発明規定の指摘
- 「発意」： 著作物作成の発案が第三者によってなされた場合でも、使用者が内部作成を決定したのであれば、当該使用者の「発意」に基づくと言える。
- 「法人等の業務に従事」： 判断基準： 使用者と著作作者との間の契約の形式ではなく、実質的な指揮監督関係の有無により決まる。
- 「職務上」： 勤務時間の内外、作業場所を問わず、実質的指揮監督の対象となる作業として行われたのであれば「職務上」に該当する。
- 「使用者名義の公表」： 実際に公表されていない場合でも、将来公表される場合には使用者名義で公表される性質のものであればよい。

設問4：

- 2条1項15号ロ

設問 5 :

- 差止請求 (112 条 1 項) : 既に完成しているので不可
- 損害賠償請求 (民法 709 条) : Y 1 の過失が要件になることの指摘

設問 6 :

- 請求の理由 : 美術館 α (10 条 1 項 5 号) の著作権は X に帰属する。複製権・譲渡権侵害
- 46 条の抗弁
- 46 条 4 号の再抗弁 : 美術の著作物に該当するか?

[第2問]

設問1：

- 61条2項(27, 28条の権利の留保の推定)の指摘
- 推定覆滅事由があるかの検討において61条2項の趣旨を指摘：
61条2項の趣旨：通常、著作者にとって、著作権を譲渡する時点で、将来著作物がどのように翻案されて商業利用されるか予測するのは困難である。これを踏まえて、著作者の将来の利益を保護するのが61条2項の趣旨である。
- 漫画に翻案することが前提とされた取引であったとの要素の考慮
- 原作ストーリー α について、漫画に翻案する権利については推定覆滅。
- 漫画 β について、漫画 β の出版に関しては、推定覆滅。漫画 β の出版以外の利用に関しては、28条の権利を有する。

設問2：

- 問題提起：Xは、キャラクターの絵を創作するのに直接的に関与していない。そのためXに留保された28条の権利がキャラクターの絵に及ぶのが問題になる。
- キャンディー・キャンディー事件高裁判決の論理、その他の合理的な論理

設問3：

- 28条に基づく二次的著作物である漫画 β の翻案権

設問4：

- 輸入について、113条1項1号のみなし著作権侵害(国内で作成されたならば28条に基づく二次的著作物翻案権・複製権侵害になる行為によって作成された物の輸入)
- 譲渡について、28条に基づく二次的著作物の譲渡権侵害
- 譲渡について、113条1項2号のみなし著作権侵害

設問5：

- 譲渡権侵害の主張に対して、113条の2の抗弁の指摘
- 113条の2の抗弁について、26条の2第2項5号(譲渡権の国際消尽)に該当することについての善意・無過失の指摘

設問6：

- みなし著作権侵害の主張に対し、「情を知って」(113条1項2項)の要件を否認